第七十一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「及びスポーツ振興基本計画専門官」を「並びにスポーツ振興基本計画専門官及びスポーツ振興投票専門官それぞれ」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第九項までを削り、第十項を第五項とする。

第七十二条の見出しを「（スポーツ連携室及びスポーツ指導専門官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

スポーツ振興課に、スポーツ連携室及びスポーツ指導専門官一人を置く。

第七十二条第三項を削り、同条第二項中「（学校における体育を除く。次項において同じ。）」を削り、「競技水準の向上に関する」を「競技スポーツ課及び参事官の所掌に属する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　スポーツ連携室は、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）その他の関係者相互間の連携及び協力の推進に関する企画及び立案に関する事務（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　スポーツ連携室に、室長を置く。

第七十五条の見出し中「青少年有害環境対策専門官及び」を削り、同条第一項中「青少年有害環境対策専門官及び」及び「それぞれ」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第七十六条の見出し中「青少年国際交流専門官、青少年育成調整専門官」を「教科調査官、武道推進調査官、運動部活動推進専門官、青少年有害環境対策専門官」に改め、同条第一項中「青少年国際交流専門官、青少年育成調整専門官」を「教科調査官二人並びに武道推進調査官、運動部活動推進専門官、青少年有害環境対策専門官」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における体育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

第七十六条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　武道推進調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち武道の振興に関する専門的事項についての調査、指導及び助言並びに連絡調整に関するものを助ける。

5　運動部活動推進専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における運動部活動の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に関するものを助ける。

6　青少年有害環境対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に関するものを助ける。

第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

第八十三条の見出し中「国際文化交流室」の下に「並びに文化国際交渉専門官」を加え、同条第一項中「国際文化交流室」の下に「並びに文化国際交渉専門官」を、「海賊版対策専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　文化国際交渉専門官は、命を受けて、著作権等に関する条約その他の国際約束に関する交渉に係る専門的事項についての連絡調整に当たる。

附　則

この省令中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十三年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣　髙木　義明

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九五六人」を「一、九五三人」に改め、同表合計の項中「二、一九三人」を「二、一九〇人」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十三年九月三十日までの間においては、一、九九二人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

3　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十三年十月一日から同年十月三十一日までの間においては、一、九五四人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第十三号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第九十条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣　髙木　義明

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「八人」を「十一人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号から第五号まで及び同条第二項並びに第六十三条第一項第一号から第五号まで及び第七号、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十九条第二項、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第一号及び同条第二項、第十九条第三項並びに第二十一条第一項、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十八条第一項、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十一条第一項第四号の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百一条の二の二第一項第五号中「及び第百二十五条」を「並びに第百二十五条第二項及び第三項」に改める。

第百二条の三第一項第二号イ中「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、第百十条の二第一項の受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」に改め、「地域求職者雇用奨励金」を削り、「、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金若しくは地域貢献活動雇用拡大助成金」を「若しくは地域再生中小企業創業助成金」に改め、「、介護基盤人材確保等助成金若しくは介護未経験者確保等助成金」を削り、「若しくは精神障害者雇用安定奨励金（同条第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。）」を「、精神障害者雇用安定奨励金（同条第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）」に改め、同条第五項中「、第百十二条第一項の地域求職者雇用奨励金」を削り、同条第六項中「又は緊急就職支援者雇用開発助成金」を「の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、受給資格者創業支援対象被保険者（第百十条の二第一項の受給資格者創業支援助成金」に改め、「地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金又は地域貢献活動雇用拡大助成金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金又は地域再生中小企業